

### 景観形成事業推進費（調査分）平成18年度調査概要

調査名等	調査概要
景観デザインの規範事例集策定調査  [配分額] 179,890千円 [担当府省] <u>国土交通省</u>	<p>良好な景観形成に資する公共事業の実施にあたり、これまで各分野において景観形成ガイドラインの策定が進められるとともに、景観評価システムの試行事業が実施されてきたところである。</p> <p>景観に配慮した公共事業を実施するには、各分野のガイドラインに則った配慮を行うとともに、構想段階、計画段階、設計段階、施工段階、事業完了後といった各段階において、景観やデザインについて評価し、その事業を実施していくことが必要となる。</p> <p>しかし、現状においては、土木分野における景観やデザインに配慮した設計を行う際に参考とできる事例集が存在しないことにより、景観やデザインに関する適切な評価や目標像の共有、円滑な合意形成が妨げられている。このことから、土木分野における具体的な事例集の整備が必要不可欠である。</p> <p>本調査では、道路、街路、橋梁、港湾、海岸、河川、公園といった各公共事業分野において、良好な景観形成の規範となる事例及び解決すべき不良な景観の事例を抽出し、景観やデザインに配慮した事業を行う際に必要となる各種情報を整理し事例集としてとりまとめることにより、各種公共事業に携わる関係者全体で共有できる景観形成のあり方を示すことを目指すものである。</p>
<b>【問合せ先】</b> 国土交通省大臣官房技術調査課 tel.03-5253-8111（内線22-345）	
歴史的な景観を形成する土木構造物の維持・保全方策検討調査  [配分額] 64,595千円 [担当府省] 農林水産省 林野庁 水産庁 <u>国土交通省</u>	<p>木材を活用した堰堤や煉瓦を活用した樋門などのいわゆる歴史的な土木構造物は、地域の重要な観光資源であるとともに、地域の歴史的な景観形成に大きな役割を果たしている。</p> <p>しかしながら、このような土木構造物については、その内部構造や工法等を評価する手法が確立されておらず、現行の技術基準に適合しないことから、歴史性を生かした整備、保全を行うことが困難である場合が多い。特に災害復旧事業においては、施設の一部のみを修復・置換する際に近代的な工法や構造物が用いられることにより、歴史的な景観の一体性が損なわれる等の課題が生じており、適切な維持・保全方策の確立が強く求められている。</p> <p>本調査では、歴史的土木構造物の外形・内部構造を調査・解明し、その力学的合理性及び安定性に関する評価手法を確立するとともに、適切な維持・保全方策をとりまとめることにより、歴史的な土木構造物の適切な維持・保全及び良好な景観形成の普及促進を図るものである。</p>
<b>【問合せ先】</b> 国土交通省港湾局環境・技術課環境整備計画室 tel.03-5253-8111（内線46-684）	
地域に根ざした文化的な景観の整備・保全・活用手法検討調査  [配分額] 189,973千円 [担当府省] 農林水産省 林野庁 水産庁 <u>国土交通省</u>	<p>平成17年6月に景観法が全面施行され、歴史的な街並みや自然風景、農村景観など、良好な景観を形成し、また保護していこうとする機運が大きな高まりを見せている。また、平成17年4月の文化財保護法の一部改正にあたり、地域に住む人々が日々の営みの積み重ねの中で築き上げてきた、地域に根ざした景観である「文化的景観」が、次世代に受け継ぐべき貴重な文化財として位置づけられ、注目を集めているところである。</p> <p>しかしながら、今日まで、各地域における土地開発、施設整備などにおいて文化的な景観への配慮が十分にはなされておらず、また地方においては過疎化や高齢化などによる土地や施設などの管理の粗放化等により、文化的な景観が消滅の危機に瀕しており、その対策が強く求められている。</p> <p>このため本調査では、歴史的な街並みや公共施設、集落、周辺緑地、農業生産基盤、森林、海辺等と文化的な景観をめぐる現状及び課題を整理し、景観法に基づく規制・誘導方策等を活用しながら、地域に根ざした文化的な景観に配慮した整備を行う手法を検討し、併せて文化的な景観やその景観を形成する地域の文化、伝統、歴史などを次世代へ継承していくための保全・活用手法についても検討し、持続可能な文化的な景観の形成の促進に資することを旨とするものである。</p>
<b>【問合せ先】</b> 国土交通省都市・地域整備局都市計画課景観室 tel.03-5253-8111（内線32-645）	

調 査 名 等	調 査 概 要
<p>公共事業におけるエコロジカルデザイン検討調査</p> <p>[配 分 額] 44,962 千円 [担当府省] 農林水産省 林 野 庁</p>	<p>公共事業におけるエコロジカルデザインとは、景観への配慮を行う際に、生態系への配慮を計画・設計に取り入れて、景観の保全・形成を行う手法である。</p> <p>これまで、公共事業における環境への配慮については、生態系と景観への配慮がそれぞれ別々に検討されてきた。しかし、良好な景観は自然や生態系の豊かさにより構成されている場合が多く、また生態系への配慮を行うことにより、多くの場合は良好な景観づくりに結びつくなど、生態系への配慮と景観への配慮はそれぞれ無関係なものではなく、一体的に配慮を行う必要があることが明らかになってきたところである。</p> <p>今後、総合的な景観の保全・形成を進めていくためには、エコロジカルデザインの考え方に基づいて、各種公共事業を実施する必要がある。</p> <p>本調査では、公共事業等において生態系・景観の両方に配慮を行った事例を収集し、その調査・計画・設計の手法について体系的に整理・検討することにより、公共事業において、生態系の考え方を取り入れた景観への配慮を進める手法を開発するものである。</p>
<p>【問合せ先】農林水産省農村振興局企画部事業計画課 tel.03-3502-8111 (内線 4806)</p>	
<p>みなと来訪者の移動視点場に考慮した景観形成手法検討調査</p> <p>[配 分 額] 89,939 千円 [担当府省] 国土交通省</p>	<p>近年、外国船籍のクルーズ客船の寄港回数の急増などにより、海からのアクセスの機会や来訪者数が増加している。このため、観光立国の推進にあたり、港等の玄関口及び目的地へ至るルートにおいて魅力溢れる景観の形成が強く求められている。</p> <p>しかし、これまで陸側や固定的な場所を視点場とする景観形成のあり方については検討がなされてきたものの、プレジャーボートによる沿岸航行時やクルーズ等の不定期客船の寄港時の海からの景観や、港等の交通結節点から観光地等へ至るルートの移動的景観などについては十分に検討されておらず、海からの来訪者の視点に立った景観の形成手法が確立されていないことが喫緊の課題となっている。</p> <p>本調査では、日本の代表的な海の景観や、海上を視点場とする港と背後の景観の形成手法、目的地までの移動ルートにおける景観形成手法、臨海部の物流・生産機能と並存する海上航行・陸上移動の動線計画、利害の異なる関係主体間の合意形成を図る体制づくり等を検討することにより、港等における景観形成事業を効果的・効率的に推進し、海からの来訪者の視点に立った景観の形成手法の確立を図ることを目的とするものである。</p>
<p>【問合せ先】国土交通省港湾局振興課 tel.03-5253-8111 (内線 46-443)</p>	

※ 担当府省欄の下線部は、当該調査における幹事府省を示す。